

# 勝部地域まちづくり協議会規約

## (名称)

第1条 この会の名称は、勝部地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を勝部地区公民館に置く。

## (目的)

第2条 勝部地域において、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、市との連携のもとに勝部地地域まちづくり計画の策定及びその推進を図ることを目的とする。

## (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 勝部地区の居住者で、各集落の推薦を受けた者
- (2) 勝部地区に存する各種団体のうち、別表に掲げる団体の長、又は代表者
- (3) 前年度集落区長
- (4) 各集落区長、各集落代理区長
- (5) 会長が推薦した者

2 委員の任期は1月から12月までの1年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 区長 5名（副会長就任者を除く）
- (5) 部会長 3名
- (6) 会計監査 2名

## (役員の職務)

第5条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 事務局長は、協議会の事務を総括する。
- 4 区長は、各集落と協議会の連絡調整を行う。
- 5 部会長は、各専門部の事業を推進する。
- 6 会計監査は、協議会の経理を監査する。

## (役員の選出)

第6条 会長及び副会長の1名は前年度勝部地区区長から総会で選出する。

- 2 副会長 1 名は本年度勝部地区自治連合会会長、会計監査は本年度勝部地区自治連合会監事があたる。
- 3 事務局長は、勝部地区公民館長があたる。

(役員の任期)

第 7 条 役員の任期は 1 年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任の役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 8 条 協議会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会

(総会)

第 9 条 総会は、第 3 条の委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し議長となる。
- 3 総会は、委員の過半数が出席することによって成立する。
- 4 総会は、次の事項を協議する。
  - (1) 規約の変更に関すること。
  - (2) 会長、副会長及び会計監査の選出に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業の実績に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) その他協議会が第 2 条の目的を達成するための事業に関すること。
- 5 総会の協議は、合意に達成するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。
- 6 総会は、年 2 回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは隨時開催することができる。
- 7 委員の 3 分の 1 以上の要求があったときには、会長は、総会を招集しなければならない。

(役員会)

第 10 条 役員会は、会計監査を除く役員をもって構成する。

- 2 第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定は、役員会の開催について準用する。
- 3 役員会は、協議会の運営、総会提案事項及び地域課題について協議する。
- 4 役員会は、会長が必要と認めるとき開催する。
- 5 役員の 3 分の 1 以上の要求があったときには、会長は、役員会を開催しなければならない。

(委員の職務)

第 11 条 委員は、協議結果について、勝部地区住民に理解を求めるよう努めるとともに、第 2 条の目的達成に向けて相互の連携を密にし、事業の推進を図るものとする。

- 2 第3条第1号及び第2号に定める委員は、その所属する団体の意見をまとめ、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(部会)

第12条 会長は、それぞれの分野の発展を目指し、それらの調査研究と関連事業の推進を図るため総会に諮って部会を置くことが出来る。

- 2 部会長は、部会の活動状況等について総会に報告するものとする。  
3 部会は、積極的にその属する部会の事業を推進するとともに、他の部会に属する事業の実施に協力するものとする。

(会計)

第13条 協議会の経費は、地区支出金、市支出金、社会福祉協議会助成金、その他の収入をもって充てる。地区支出金は、一戸当たりを対象とし、その戸数の算出は各区長に一任することとし、支出金の額は総会で決議する。

- 2 協議会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了するものとする。

(顧問及び相談役)

第14条 協議会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、会長が総会の同意を得てこれを推戴する。  
3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、第2条の目的達成に寄与するものとする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、総会に諮って会長が定める。

附則

- 1 この規約は令和8年 1月 1日から施行する。  
2 平成21年1月20日から施行された規約は廃止する。  
3 この規約を改正しようとするときは、総会において出席者の過半数の賛同を得なければならない。

別表（第3条関係）

団体名等
勝部地区自治会
勝部地区体育会
勝部地区老人会
自主防災団体
自主防犯団体
健康づくり推進員
交通安全協会